

別表第1（第3条関係）

区分	内容
交付目的	敦賀市内データセンターの高性能計算資源の活用を通じて、市外事業者の本市への新規立地を促進することで、デジタル関連産業の振興及び雇用創出を図ること
補助事業者	第2条第9号に規定する市外事業者であって、敦賀市内に新しくオフィスを設置する法人（個人事業主を除く。）
補助対象経費	高性能計算環境利用料（敦賀市内設置GPUサーバー等の月額利用料）

別表第2（第3条関係：補助率・交付限度額）

項目	内容
補助期間	事業開始日から起算して3年間
月額上限	30万円
補助率	1年目100%、2年目50%、3年目25%とする。 ただし、下記の場合は当該年の補助率を100%とする。
雇用インセンティブ (100%維持)	実績報告日時点で、 2年目：雇用者が2名以上いる場合 3年目：雇用者が3名以上いる場合

別表第3（第3条関係：補助交付額の算定）

区分	算定方法
各年の算定	<p>事業開始日から起算して1年間を補助対象期間とし、補助交付額を算定する</p> <p>1年の間に要した高性能計算環境の月額利用料の合計に、当該年の補助率を乗じて得た額（千円未満切捨て）を補助交付額とする</p> <p>ただし、当該年に算入できる利用料は、事業開始日以後に対価の支払義務が発生し、既に支払った利用料に限る（消費税相当額は除く）</p>

別表第4（第5条関係：指定申請の提出期限・書類）

提出期限	提出書類
事業開始予定日の1ヵ月前	<p>(1) 指定申請書（様式第1号）                      (2) 法人登記簿謄本、定款                      (3) 会社概要、直近決算書（2期）                      (4) オフィス整備計画書（様式第2号）                      (5) 税金の滞納がないことの確認書類（国税及び主たる事業所が所在する県税、市税）                      (6) 市内設置G P Uサーバー等の利用契約書（写）                      (7) 市外実績の確認資料（親子関係図・議決権比率、主要取引・決算等）                      (8) その他市長が必要と認める書類</p> <p><b>【指定通知後の履行期限】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業開始 : 指定通知の日から1ヵ月以内</li> <li>・ オフィス開設（住所登録完了） : 指定通知の日から6ヵ月以内</li> </ul> <p>（備考）上記履行期限について正当な理由がある場合は、期限延長申請により市長が延長を認めることができる</p>

※事業計画や雇用計画の実現性、市内経済や雇用への波及効果など総合的な審査を行い、交付指定の可否を決定する。

別表第5（第8条関係：交付申請兼実績の提出期限・書類）

提出期限	提出書類
補助事業が完了した日から1ヶ月を経過した日または、市の会計年度終了後10日以内のいずれか早い日	(1) 交付申請書兼実績報告書（様式第6号） (2) 利用料の支払証憑（請求書、領収書、月次明細等） (3) オフィス実態確認資料（契約書、写真等） (4) 雇用契約書、雇用保険被保険者資格取得届の写し等（雇用要件） (5) その他市長が必要と認める書類

別表第6（第10条関係：要件・返還の基準）

要件1（設置・契約）	要件2（雇用）	要件3（継続）	返還の基準
<p>(1) 敦賀市内に新たにオフィスを設置し、住所登録を行っていること</p> <p>(2) 敦賀市内設置GPUサーバーの利用契約を締結し利用開始していること</p>	<p>(1) 雇用者1名以上であること</p> <p>(2) 補助率100%適用年度は、別表第2の要件を満たすこと</p>	<p>(1) 事業開始日から起算して5年間、本市内において当該事業を継続し、雇用のあるオフィスの維持が見込まれること</p>	<p>(1) 本交付要綱第10条の規定により指定等の取り消しを受けた場合は、それまでに交付した全ての補助金を返還すること</p>